

アーティス CMS クラウド・Qubo 販売代理店規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社アーティス（以下、「当社」という）が提供するサービス「アーティス CMS クラウド・Qubo」（以下、「本サービス」という）を代理販売する業務（以下、「販売代理店制度」という）に際して、当社と販売代理店（以下、「販売代理店」という）が遵守すべき事項を定めることを目的とします。

第2条（販売代理店加盟資格）

販売代理店加盟資格は、以下すべてに該当するものとします。

- (1) 法人または組織
- (2) 販売代理による契約実績が1件以上あること（加盟契約時の契約でも可）
- (3) 顧客からの問い合わせに対応ができること
- (4) アーティス CMS クラウドの販売にあたっては、お客様からのコンテンツ入力代行の要望に対応できること
- (5) その他、当社が定める所定の審査に合格したもの

第3条（規則の遵守）

1. 販売代理店は、本規約および本規約に付随する全ての規約、規則およびそれに準ずるものを遵守するものとします。
2. 当社は、前項の規約及び条件に違反した販売代理店に対して、サービスの提供や継続を一切拒否する権利を有するほか、販売代理店としての登録を事前の通知なくして取消す権利を有するものとし、販売代理店は一切の異議を申し立てないものとします。
3. 販売代理店は、販売代理店が本サービス販売する相手（以下、「顧客」という）に対して本サービスの内容、主旨、利用方法等を十分に説明し、アーティス CMS 利用規約または Qubo 利用規約、その他ウェブサイト上で告知する規定・規則等を顧客に確認、同意させたうえで、本サービスを販売しなければなりません。
4. 当社は、前項の規約及び規定・規則に違反した顧客の販売代理店に対して、サービスの提供や継続を一切拒否する権利を有するほか、販売代理店としての登録を事前の通知なくして取消す権利を有するものとし、販売代理店は一切の異議を申し立てないものとします。

第4条（申込と承認）

1. 販売代理店として加盟しようとする者は、本規約の全ての条件に合意のうえ、当社が指定する方法によって当社に対して申し込みを行うものとします。
2. 前項の申し込み内容を当社が審査し、承認した時点から販売代理店としての資格が生じるものとします。

第5条（卸価格の計算）

当社は、顧客からの本サービス利用に関する申し込みを受諾し、販売代理店にご利用料金を請求する際、販売代理店に対し、下記に定める卸価格にて請求を行います。

- (1) 初期費用：弊社が販売する定価（税抜き）の85%
- (2) 月額費用：弊社が販売する定価（税抜き）の85%

(3) 制作費用などのオプション費用に関しては、定価での請求となります。

第6条（利用料金の支払方法）

本サービスの利用料金の支払方法は、次のとおりとします。

- (1) 利用料金の支払は、当社が指定する銀行口座への振込み（振込手数料は販売代理店負担）によるものとします。販売代理店は、当社が送付する請求書に基づき、納品予定日の7日前までに全額を支払うものとします。
- (2) 契約更新後の月額費用の支払いは、年間(12ヶ月)分を原則として、契約満了月の末日までに当社が指定する銀行口座への振込み（振込手数料は販売代理店負担）によるものとします。

第7条（著作権）

1. 当社が販売代理店及び顧客に提供するシステムの著作権、特許権、実用新案権はすべて当社に帰属します。
2. 販売代理店及び顧客は、本規約に基づいてシステムの利用権を取得し、システムの著作権、その他の権利を取得することはできません。

第8条（販売代理店業務の委託の禁止）

販売代理店は、販売代理店の販売業務を第三者に委託してはなりません。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

販売代理店は、本規約上の権利義務の一切を第三者に対譲渡し、または継承することはできません。

第10条（資格の喪失）

1. 販売代理店について次の各号に該当する事由が生じたときは、当社は、販売代理店に対して何らかの通知、催告等を要することなく直ちに販売代理店資格を失わせることができるものとします。
 - A) 重大な契約違反または背信行為があったとき
 - B) 本規約に違反し、当社が是正のための相当な期間を設けた催告をしたにもかかわらず、当該違反が是正されないとき
 - C) 当社が定める支払期日までに本サービスの利用料金を支払わないとき
 - D) 販売代理店加盟の申し込み等について、当社に対し虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - E) 当社の営業活動を妨害するような行為を行ったとき
 - F) 法令または公序良俗に違反する行為を行ったとき
 - G) 本サービスの利用規約に違反する行為を行ったとき
 - H) 第12条（反社会的勢力の排除）に違反する行為を行ったとき
2. 前項により、顧客が販売代理店を通じて本サービス等の利用契約を継続できなくなった場合、当社が販売代理店に代わり利用契約継続の手続きを行い、それにより当社が顧客と直接利用契約を結ぶことに、販売代理店は同意するものとします。また、販売代理店は、顧客が利用契約を継続できなくなったことにより生じた損害を全て賠償するものとします。

第 11 条（お客様情報の保護）

販売代理店は、本サービスを利用するお客様より提供される各種情報の取扱いについて、別紙「お客様情報の保護・秘密保持について」に従うものとします。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び販売代理店は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと、並びに、過去 5 年間もそうでなかったこと、及び次の A から E までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約します。
 - A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び販売代理店は、自ら又は第三者を利用して、次の A から E までのいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。
 - A) 暴力的な要求行為
 - B) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - E) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社および販売代理店は、相手方が前項のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引及び契約を解除することができるものとします。
4. 前項に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除した場合、解除をした側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しません。また当該解除によって解除をした側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

第 13 条（損害賠償）

本規約の履行に際して販売代理店の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、販売代理店は、当社に対し、当該損害の賠償をしなければなりません。

第 14 条（本規約の有効期限）

販売代理店資格の有効期間は、第 4 条の販売代理店資格が生じた時点より 1 年間とします。但し、期間満了 1 ヶ月前までに、当社または販売代理店のいずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の書面での通知がなされない場合、本契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 15 条（運営の中断・中止）

1. 当社は、理由の如何を問わず、販売代理店制度をいつでも変更、中断、終了することができます。
2. 当社は、販売代理店制度の運営を中断または中止する場合、当社のウェブサイトにて告知するものとします。
3. 当社は、販売代理店制度の運営の中断または中止によって生じるいかなる損害についても責任を負いません。

第 16 条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の判断において本規約をいつでも変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第 17 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本規約に関する訴訟の第一審の専属管轄裁判所を訴額に応じ、静岡地方裁判所浜松支部または浜松簡易裁判所とします。

附則

本規約は 2010 年 9 月 25 日から施行される。

2010 年 9 月 25 日 制定
2016 年 8 月 1 日 改訂
2018 年 10 月 5 日 改訂
2023 年 4 月 1 日 改訂